

お知らせ なんたん



第27号(2の1)平成19年2月23日発行

平成19年度南丹市嘱託職員を募集します

- 職 種 (1) 保育士 若干名
(2) 保健師または看護師(保育所勤務) 2人
※いずれの職種も、おおむね50歳までの有資格者
- 賃 金 京都府最低賃金に基づく、南丹市嘱託職員の任用等に関する要綱による。

業務内容	月額賃金(円)
保育士	148,000
保健師、看護師	190,000

- 勤務時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(ただし、職種により勤務時間が異なる場合があります)
- 受付期間 2月26日(月)～3月6日(火) ※ただし、土・日曜日は除く
午前8時30分～午後5時15分
- 提出書類 (1) 嘱託職員申込書(総務財政課、各支所地域総務課にあります)
(2) 履歴書(市販、横書きのもの、写真貼付)
(3) 資格を証明する書類(写し)
※総務財政課または各支所地域総務課へ提出してください。
- 採 用 面接試験により合格者を決定し、平成19年4月1日から1年間任用
します。(面接試験日は受付期間終了後に連絡します)
その他、詳しいことは下記までお問い合わせください。

◇問合せ先 総務財政課 職員係 TEL 68-0002 FAX 63-0653
Eメール soumu@city.nantan.kyoto.jp

市営住宅入居者を募集します

- 募集する住宅

・園部向河原団地(公営住宅)	1ルーム	3戸
・園部向河原団地(特公賃住宅)	3LDK	5戸
・園部向河原団地(特公賃住宅)	1DK	4戸
・府営住宅屋賀上団地(公営住宅)	4DK	1戸
・日吉片野団地(公営住宅)	3K	2戸
・日吉岩吹団地(公営住宅)	3DK	1戸
・日吉貝尻団地(公営住宅)	3DK	1戸
・美山和泉団地(公営住宅)	2DK	1戸
・美山和泉団地(公営住宅)	3DK	2戸
・美山大野団地(特公賃住宅)	3LDK	1戸
・美山中団地(特公賃住宅)	2LDK	1戸

- 入居資格の主なもの
(1) 現に同居し、または同居しようとする親族がある方。
(2) 公営住宅法に定められた基準収入以下であること。
(3) 現に住宅に困窮していることが明らかでない方であること。
(4) 現に南丹市内に住所、または勤務場所があること。
(5) 市町村税等を滞納していない方であること。
(6) 南丹市内に居住し、独立の生活を営み、申込者と同程度またはそれ以上の収入を有する連帯保証人が2人あること。

- 申込方法 住宅入居申込書と添付書類(入居予定者全員の住民票、所得を証明する書類、市税等納付証明願など)を提出してください。
※申込書等の様式は各支所建設課にありますので、お問い合わせください。

- 申込受付 (1) 受付場所 各支所 建設課
(2) 受付期間 3月2日(金)～9日(金) ※土・日を除く
午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

- 入居選考 (1) 選考方法 入居資格を有する者の内から「南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例」「南丹市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」等に基づき選考します。
(2) 選考決定日 平成19年4月上旬(予定)

- 入居時期 平成19年4月下旬以降(予定)

◇問合せ先 土木建築課 TEL 68-0051
各支所 建設課
TEL 園部 TEL 68-0013 八木 TEL 68-0024
日吉 TEL 68-0034 美山 TEL 68-0043

技能修得資金の第1次申請を受け付けます

- 平成19年度技能修得資金の第1次申請を下記により受け付けます。
- 受給資格 ①南丹市内に居住し、経済的理由により技能修得が困難なこと。
②満20歳に達する日以後の最初の3月31日までに施設に入所すること。
③技能修得期間が1年以上で、授業時間が原則として1週間18時間以上の技能修得施設に入所すること。
④技能を修得することが世帯の自立更生に役立つこと。
 - 必要書類 ・技能修得資金支給申請書 ・申請者の属する世帯全員の所得証明
・在学(籍)証明書 ・同意書
 - 受付期限 3月23日(金)
 - その他 申請書は、南丹市役所各支所の健康福祉課および南丹市福祉事務所で受け付けます。詳細についての問い合わせは、下記へお願いします。

◇問合せ先 京都府南丹保健所 福祉室 TEL (0771) 62-0363
福祉事務所 保護係 TEL 68-0007

献血・骨髄ドナー登録にご協力ください

赤十字血液センターの採血車による献血と骨髄ドナー登録会を実施します。多くの方のご協力をお願いいたします。

日程	場所	受付時間
3月2日(金)	南丹市役所美山支所	午前10時～11時30分 午後0時30分～3時30分
3月6日(火)	南丹市日吉は一とびあ	
3月15日(木)	南丹市園部公民館	

◇問合せ先 健康課 健康推進係 TEL 68-0006
各支所 健康福祉課 保健福祉係
TEL 美山 68-0041
日吉 68-0032
園部 68-0011

麻疹・風しん予防接種はもうお済みですか

平成18年6月に予防接種法施行令等の一部が改正されたことを受け、第1期・第2期の対象外の方に対して設けておりました経過措置の期間が、**平成19年3月31日**をもって終了します。

第1期の予防接種を受けないまま2歳以上になられた方、もしくは、第2期の予防接種を受けないまま就学された9ヵ月未満の方、第1期・第2期に該当する方でまだ予防接種がお済みでない方は、できるだけ期間内に受けましょう。

- 定期の予防接種
第1期対象 生後12ヵ月から24ヵ月の間に1回
第2期対象 就学1年前から就学の前日まで(年長児)の間に1回
※過去に、麻疹風しんのどちらかの病気にかかったことがある場合や、平成18年4月以降にどちらかのワクチンを接種された場合は、健康課または各支所健康福祉課にご相談ください。

- 任意(予防接種法外)の予防接種
定期の期間内に受けられなかった場合、**平成19年3月31日までは**、公費負担で予防接種を受けることができます。

- ①予防接種法外となりますので、健康被害が起こった場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき保護者の方に手続きを行っていただきます。
- ②任意の予防接種となるので、同意書に署名をして、接種を受ける際に医療機関に渡してください。

※詳細は、下記までお気軽にお問い合わせください。

◇問合せ先 健康課 TEL 68-0006
各支所 健康福祉課
TEL 園部 68-0011 八木 68-0022
日吉 68-0032 美山 68-0041

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。